

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「この法人」という。）定款第35条の規定に基づき、役員（理事、監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）ならびに公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（平成18年法律第49号）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、原則として本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 役員報酬は、常勤役員にあつては月額報酬とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員報酬は、その金額を本人が指定する口座に振り込むものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の計算期間と支給日)

第5条 役員報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1に基づき、その業務評価および職務執行報告等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・1に基づき、監事の協議により決定するものとする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第9条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、職員給与規程第9条第3項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員が、この法人の評議員会、理事会及びこれに準ずる会議（以下「諸会議」という。）に出席したとき、並びに役員として職務執行に従事したときは、非常勤役員手当を支給する。

- 2 前項の非常勤役員手当の額は、日額とする。
- 3 非常勤役員手当は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・2に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事及び監事については理事会で、決定するものとする。
- 4 第4条の規定は、非常勤役員手当の支給についても準用する。この場合において、第4条中「役員の報酬」とあるのは「非常勤役員の非常勤役員手当」と読み替えるものとする。また、第8条第1項及び第2項の規定についても準用するものとし、第8条第1項及び第2項中「報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(日割計算)

第9条 新たに役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、報酬の計算期間の初日から支給するとき以外のとき、または報酬の計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、報酬の計算期間の総日数からこの法人の就業規則第22条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(旅費交通費の支給)

第10条 役員が遠隔地から諸会議に出席するため及び役員として職務執行に従事するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

(旅費交通費の支払方法)

第11条 前条の旅費交通費は諸会議に出席する都度及び職務執行に従事する都度、支払うものとする。

(役員退職金)

第12条 役員退職金については支給しない。

(規程の改廃)

第13条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1. この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011年2月1日）から施行する。
2. この規程は、2011年6月22日から施行する。
3. この規程は、2014年4月23日から施行する。
4. この規程は、2023年8月23日から施行する。
5. 常勤役員の就任日以降の報酬については、前項の施行日（改定後）の規程を遡って適用する。ただし、遡及の適用については、別途定めるものとする。

別表1・常勤役員の月額報酬

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	200,000円	第16号	950,000円
第2号	250,000円	第17号	1,000,000円
第3号	300,000円	第18号	1,050,000円
第4号	350,000円	第19号	1,100,000円
第5号	400,000円	第20号	1,150,000円
第6号	450,000円	第21号	1,200,000円
第7号	500,000円	第22号	1,250,000円
第8号	550,000円	第23号	1,300,000円
第9号	600,000円	第24号	1,350,000円
第10号	650,000円	第25号	1,400,000円
第11号	700,000円	第26号	1,450,000円
第12号	750,000円	第27号	1,500,000円
第13号	800,000円	第28号	1,550,000円
第14号	850,000円	第29号	1,600,000円
第15号	900,000円	第30号	1,650,000円

号	報酬月額	号	報酬月額
第31号	1,700,000円	第46号	2,450,000円
第32号	1,750,000円	第47号	2,500,000円
第33号	1,800,000円	第48号	2,550,000円
第34号	1,850,000円	第49号	2,600,000円
第35号	1,900,000円	第50号	2,650,000円
第36号	1,950,000円	第51号	2,700,000円
第37号	2,000,000円	第52号	2,750,000円
第38号	2,050,000円	第53号	2,800,000円
第39号	2,100,000円	第54号	2,850,000円
第40号	2,150,000円	第55号	2,900,000円
第41号	2,200,000円	第56号	2,950,000円
第42号	2,250,000円	第57号	3,000,000円
第43号	2,300,000円		
第44号	2,350,000円		
第45号	2,400,000円		

別表2・非常勤役員手当

号	日額	号	日額
第1号	10,000円	第4号	25,000円
第2号	15,000円	第5号	30,000円
第3号	20,000円		